

## 第12 情報提供

### 基本的な考え方

- 1 市が提供する住民投票に関する情報の内容や具体的な提供の手法は、具体的に行われる住民投票の対象事項により判断されることとなる。
- 2 投票の際の賛否の判断材料となる情報提供は、公平性、中立性に留意しながら積極的に提供されなければならない。また、これら情報は適切な方法により提供され、かつ、賛否両論の意見は平等に扱われなければならない。
- 3 投票日、投票所、投票方法等についての情報提供については選挙時においても既に実施されていることから、これと同様に行われる必要がある。

### 市民検討懇話会での議論・検討内容

住民投票が行われる場合、市は、住民投票に関する情報を提供する必要がある。

情報提供については、「投票の際の賛否の判断材料となる情報提供」と「投票日、投票所、投票方法等についての情報提供」とが考えられる。

#### 1 投票の際の賛否の判断材料となる情報提供

住民が自らの判断に基づき投票するためには、十分な情報が得られることが必要不可欠である。市は、住民投票に付される事案について、多くの情報を有しているものと考えられる。そのため、投票の際の賛否の判断材料となる情報提供については、市からもこれを積極的に行う必要があると考えられる。

市は、事業計画や予算関係資料といった対象事案に関する判断を行うために必要な情報について、公平性、中立性に十分留意しながら提供する必要があると考えられる。この場合、住民投票に関する争点や論点については、公平かつ中立に、賛否両論の意見を平等に扱うことが求められる。

住民は、投票の際の賛否の判断材料となる情報について、新聞情報、住民投票運動を行っている団体からのパンフレット等により入手するものと考えられる。また、公開討論会、シンポジウム等が開催された場合には、これらを通じて情報を得ることになる。

市からの情報提供としては、例えば住民投票の請求の趣旨とその内容、争点となる事項と関連資料、事業計画案、事業予算案、代替案、賛否両方の意見等が考えられる。これらの情報は、インターネットや広報紙への記事の掲載、啓発チラシの作成配布、関連資料の閲覧等により、提供されることが求められる。

これらの情報提供については基本的には市長が行うことになると考えられるが、効率性及び中立性の観点から、事務の一部については選挙管理委員会に委任することも考えられる。

## 2 投票日、投票所、投票方法等についての情報提供

市は、住民投票に関し必要な事項を周知する責務がある。住民投票が実施される場合には、多くの住民が投票に参加できるよう、投票日、投票所の周知、投票方法等について、積極的に情報提供を行う必要がある。

また、住民投票に関する具体的な啓発、周知等の方法については、選挙に関する啓発、周知等を参考として実施するものと考えられる。

これらの情報については、インターネットや広報紙への記事の掲載、啓発チラシの作成配布、広報車によるアナウンス、ポスターによる周知等により、提供されることが求められる。

投票日、投票所、投票方法等の周知及び住民投票に関する具体的な啓発については、選挙の場合と同様の手法が想定されることから、選挙管理委員会に事務を委任することが考えられる。